

# 《資料編》

- I.さいたま市の環境関連条例
- II.さいたま市の環境行政組織
- III.さいたま市環境局事務分掌
- IV.用語解説



## I. さいたま市の環境関連条例

### (1) さいたま市環境基本条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策等
  - 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第8条）
  - 第2節 環境基本計画（第9条）
  - 第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第10条—第25条）
  - 第4節 地球環境保全及び国際協力（第26条）
- 第3章 環境審議会（第27条）
- 第4章 補則（第28条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

##### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたつて継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進しなければならない。

##### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

##### （市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 基本的施策等

### 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造について配慮するものとする。

### 第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向  
(2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、さいたま市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(事業等に係る環境配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者に対し、当該事業の実施に際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第12条 市は、前条の事業のうち、環境への影響に関し特に必要があると認められる事業を行う事業者が、その事業に係る環境への影響を事前に評価し、その結果に基づき、その事業が環境に配慮されたものとなることを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第13条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、環境の保全及び創造について必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等人と自然のふれあいができる快適な環境の適正な保全に資する公共的施設の整備及び健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境保全型農業の振興を推進するとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解と関心を深められるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究等)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、巡視等の体制を整備するものとする。

(環境監査)

第23条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるよう、これらのものとの連携に努めなければならない。

(総合調整のための体制の整備)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### 第4節 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全及び国際協力)

第26条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携して、地球環境保全に関し、国際協力の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、さいたま市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民及び事業者の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 補則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

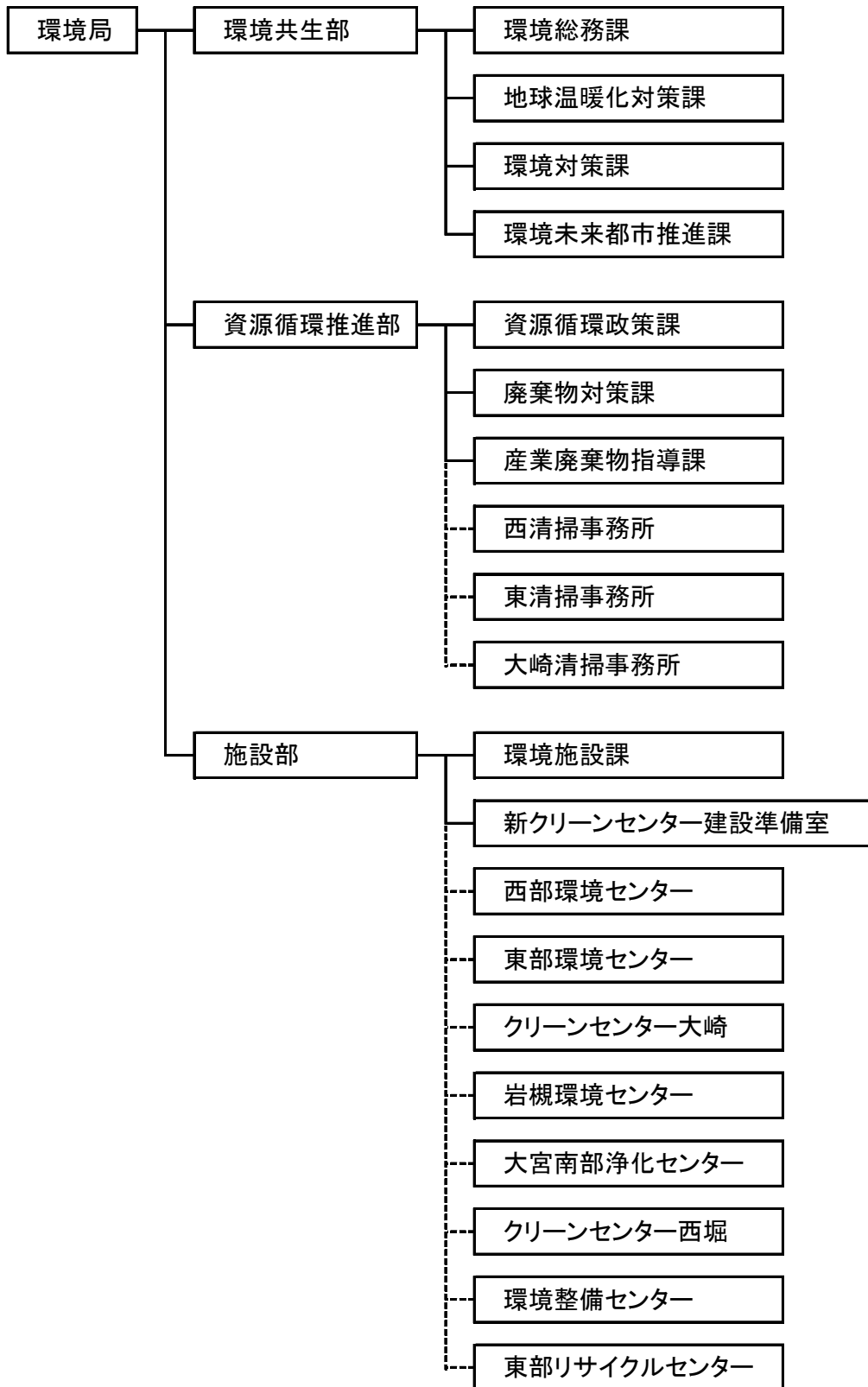
## (2)その他の環境関連条例一覧

名称	制定年月日
さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	平成13年5月1日
さいたま市空き地の環境保全に関する条例	平成13年5月1日
さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例	平成14年12月26日
さいたま市環境影響評価条例	平成15年3月14日
さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	平成19年3月15日
さいたま市生活環境の保全に関する条例	平成20年10月17日
さいたましみどりの条例	平成13年5月1日
さいたま市景観条例	平成22年3月25日

※さいたま市例規集はこちらをご覧ください。

⇒ <http://www1.g-reiki.net/saitama/reiki.html>

## II. さいたま市の環境行政組織(平成 23 年4月 1 日現在)



### Ⅲ. さいたま市環境局事務分掌(平成23年4月1日現在)

#### 環境共生部

##### ■ 環境総務課

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 環境学習の推進に関すること。
- (4) 環境審議会に関すること。
- (5) 自然保護に関すること。
- (6) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。
- (7) 区役所の野生鳥獣に係る事務の総合調整に関すること。
- (8) 区役所の空き地の適正管理に係る事務の総合調整に関すること。
- (9) 局内の予算及び主要事業の進行管理に関すること。
- (10) 局内の業務委託契約及び特定調達契約に係る審査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (12) 局内の他部及び部内の他課との連絡調整に関すること。
- (13) 局の危機管理に関すること。
- (14) 局内の他部及び部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

##### ■ 地球温暖化対策課

- (1) 地球温暖化対策に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- (3) 省エネルギーの推進に関すること。

##### ■ 環境対策課

- (1) 環境保全に係る企画及び推進に関すること。
- (2) 公害防止計画の企画及び推進に関すること。
- (3) 環境影響評価に関すること。
- (4) 環境影響評価技術審議会に関すること。
- (5) 公害関係の苦情処理に関すること。
- (6) 公害の未然防止指導に関すること。
- (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る測定及び調査に関すること。
- (8) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (9) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る測定及び調査に関すること。
- (10) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (11) ダイオキシン類による公害防止のための届出、調査、指導、立入検査及び規制に関すること。
- (12) 化学物質管理に係る企画及び啓発並びに届出及び指導に関すること。
- (13) 合併処理浄化槽の普及、啓発及び助成に関すること。
- (14) 浄化槽設置届等の届出に関すること。
- (15) 浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。
- (16) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (17) 浄化槽の維持管理指導に関すること。
- (18) 地盤沈下防止に係る地下水採取の許可及び届出に関すること。
- (19) 公害防止組織に係る届出及び指導に関すること。
- (20) 自動車から排出される大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に関すること。
- (21) 交通環境対策に係る計画の策定及び推進に関すること。

##### ■ 環境未来都市推進課

- (1) 環境未来都市に関すること。
- (2) 次世代自動車の普及促進に関すること。

---

## 資源循環推進部

### ■ 資源循環政策課

- (1) 一般廃棄物の処理に係る総合計画の企画及び推進に関すること。
- (2) 分別収集に係る企画、推進、及び啓発に関すること。
- (3) 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に係る総合計画の企画及び推進に関すること。
- (4) 環境美化に関すること。
- (5) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (6) 区役所の一般廃棄物及びリサイクルの企画、推進及び啓発に係る事務の総合調整に関すること。
- (7) 部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

### ■ 廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物排出事業者及び一般廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び届出に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理に係る委託(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 分別収集に係る啓発及び指導に関すること。
- (5) 一般廃棄物の減量化及びリサイクル施策に係る啓発及び指導に関すること。
- (6) 大規模排出事業者に対する排出抑制指導に関すること。
- (7) 事業系資源物のリサイクルの推進に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び還付(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (9) 区役所の一般廃棄物及びリサイクルの指導及び啓発に係る事務の総合調整に関すること。
- (10) 鈴谷清掃工場に関すること。
- (11) 西清掃事務所、東清掃事務所及び大崎清掃事務所との連絡に関すること。

### ■ 産業廃棄物指導課

- (1) 産業廃棄物の処理計画に関すること。
- (2) 産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び届出に関すること。
- (4) 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可及び届出に関すること。
- (5) 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関すること。
- (6) 産業廃棄物の不法処理対策に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不法投棄に関すること。
- (8) 使用済自動車解体業者及び使用済自動車破砕業者の指導及び監督に関すること。
- (9) 使用済自動車解体業及び使用済自動車破砕業の許可及び届出に関すること。
- (10) 使用済自動車引取業者及びフロン類回収業者の指導及び監督に関すること。
- (11) 使用済自動車引取業及びフロン類回収業の登録及び届出に関すること。
- (12) ポリ塩化ビフェニルの保管場所に係る届出及び管理指導に関すること。
- (13) 建設リサイクルに係る再資源化に関すること。
- (14) 土砂のたい積の許可並びに指導及び監視に関すること。

### ■ 西清掃事務所

- (1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関すること。
- (2) 収集車両の配置計画に関すること。
- (3) 廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 分別収集に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関すること。
- (6) 業務上の事故防止に関すること。
- (7) 各種記録の作成及び報告に関すること。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。



## ■ 東清掃事務所

- (1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関する事。
- (2) 収集車両の配置計画に関する事。
- (3) 廃棄物の収集運搬に関する事。
- (4) 分別収集に関する事。
- (5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関する事。
- (6) 業務上の事故防止に関する事。
- (7) 各種記録の作成及び報告に関する事。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。

## ■ 大崎清掃事務所

- (1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関する事。
- (2) 収集車両の配置計画に関する事。
- (3) 廃棄物の収集運搬に関する事。
- (4) 分別収集に関する事。
- (5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関する事。
- (6) 業務上の事故防止に関する事。
- (7) 各種記録の作成及び報告に関する事。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。
- (9) 廃棄物処理手数料の収納に関する事。
- (10) 粗大ごみ収集の受付に関する事。

## 施設部

### ■ 環境施設課

- (1) 一般廃棄物処理施設(他の所管に属するものを除く。)の計画及び整備に関する事。
- (2) 一般廃棄物の処理及び処分技術開発に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 旧クリーンセンター与野の管理に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設の管理の総括に関する事。
- (5) 部内の業務委託に係る入札(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (6) 西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎、岩槻環境センター、大宮南部浄化センター、クリーンセンター西堀、環境整備センター及び東部リサイクルセンターとの連絡調整に関する事。
- (7) 部内の連絡調整に関する事。
- (8) 部内の他課の所管に属さない事項に関する事。

### ■ 新クリーンセンター建設準備室

- (1) 新クリーンセンターの計画及び整備に関する事。

### ■ 西部環境センター

- (1) 廃棄物の焼却及び破砕に関する事。
- (2) 施設の運転計画に関する事。
- (3) 施設の管理に関する事。
- (4) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。
- (5) 業務上の事故防止に関する事。
- (6) 廃棄物処理手数料の収納に関する事。

### ■ 東部環境センター

- (1) 廃棄物の焼却及び破砕に関する事。
- (2) 施設の運転計画に関する事。
- (3) 施設の管理に関する事。
- (4) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。

- 
- 
- (5) 業務上の事故防止に関する事。
  - (6) 廃棄物処理手数料の収納に関する事。

### ■ クリーンセンター大崎

- (1) 廃棄物の焼却及び破砕に関する事。
- (2) 施設の運転計画に関する事。
- (3) 施設の管理に関する事。
- (4) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。
- (5) 業務上の事故防止に関する事。
- (6) 廃棄物処理手数料の収納に関する事。

### ■ 岩槻環境センター

- (1) 廃棄物の焼却及び破砕に関する事。
- (2) 資源物の選別及び処分に関する事。
- (3) 施設の運転計画に関する事。
- (4) 施設の管理に関する事。
- (5) リサイクルの普及事業に関する事。
- (6) 再利用品の展示及び販売に関する事。
- (7) 再利用品の搬入に関する事。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。
- (9) 業務上の事故防止に関する事。
- (10) 廃棄物処理手数料の収納に関する事。

### ■ 大宮南部浄化センター

- (1) 家庭吸込下水の管理及び指導に関する事。
- (2) し尿処理施設の管理及び運営に関する事。
- (3) 学習施設の管理及び運営に関する事。
- (4) 各種記録の作成及び報告に関する事。
- (5) 業務上の事故防止に関する事。

### ■ クリーンセンター西堀

- (1) 家庭吸込下水の管理及び指導に関する事。
- (2) し尿処理施設の管理及び運営に関する事。
- (3) 各種記録の作成及び報告に関する事。
- (4) 業務上の事故防止に関する事。

### ■ 環境整備センター

- (1) 最終処分場の管理に関する事。
- (2) 埋立処分に関する事。
- (3) 水処理施設に関する事。
- (4) 施設の環境整備に関する事。
- (5) 最終処分場に係る協力団体の調整に関する事。

### ■ 東部リサイクルセンター

- (1) リサイクルの普及事業に関する事。
- (2) 資源物の選別及び処分に関する事。
- (3) 施設の管理及び運営に関する事。
- (4) 再利用品の展示及び販売に関する事。
- (5) 再利用品の搬入に関する事。
- (6) 一般廃棄物(資源物に限る。)処理手数料の収納に関する事。

## IV. 用語解説

### 【あ行】

#### ISO14001 p.39-40

国際標準化機構（ISO）が規定した環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するためのしくみ。これに沿って環境管理システムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

#### アイドリングストップ p.35, 88, 91, 123-124, 167

大気汚染防止等を目的として、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛すること。

#### 亜硝酸性窒素 p.135

地下水汚染の原因物質のひとつ。過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透などにより、全国的に地下水中の濃度が高くなっている。

#### 暗渠 p.59, 71-72, 127

地中に埋設された河川や水路のこと。

#### 硫黄酸化物(SOx) p.108

二酸化硫黄、三酸化硫黄等の総称。大気汚染防止法では、ばい煙の一種類として規定し、総量規制の対象物質としている。化石燃料の燃焼などを発生源とし、呼吸器疾患を引き起こすほか、酸性雨の原因物質となる。

#### 石綿(アスベスト) p.142, 164

自然から産出される繊維状の鉱石で、耐熱性があることから建材、床タイル、自動車のクラッチ板などに使用されてきた。その繊維は極めて細いため飛散しやすく、吸入すると中皮腫、肺がん等の健康被害を引き起こす。平成18年(2006年)2月、被害者の救済を目的に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定された。この制定に伴い、アスベストを使用している工作物の解体などの作業時における飛散防止対策を義務付ける大気汚染防止法の一部改正など、関係する法令が改正された。

#### 一酸化炭素(CO) p.4-5, 111, 116, 124, 175

化石燃料など炭素を含むものが不完全燃焼を起こすと発生する大気汚染物質で、血液中のヘモグロビンと結合し中毒を引き起こす。

#### 一般環境大気測定局(一般局) p.4, 111, 115, 124,

175

一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気の大気汚染状況を把握している。

#### 一般廃棄物 p.10, 30, 79, 145, 147, 152, 154-156, 159-160, 164, 168, 176, 178, 180

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、オフィス、商店、レストラン等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分

類され、基本的に自治体が処理することになっている。

#### 移動発生源 p.10, 114, 116, 167, 178

大気汚染、騒音、振動などの発生源のうち、自動車、船舶、航空機、鉄道車両など、位置が移動する発生源のこと。これに対し、工場・事業場など位置が移動することのない発生源を固定発生源という。

#### EV p.13, 19, 38, 41, 88-91, 119, 122-123

電気自動車(Electric Vehicleの略)。

#### 雨水幹線 p.127

豪雨時に側溝などに集水した雨水を流す主要な下水管のこと。

#### 雨水浸透枘(マス) p.129, 180

雨水を地中に浸透させる構造の設備で、水害の軽減や地下水量の増加に効果がある。

#### エコアクション 21 p.40

中小企業等において、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のこと。

#### エコ・ステーション p.38

低公害自動車であるクリーンエネルギー自動車（電気・天然ガス・メタノール）及びLPガス自動車への燃料供給を事業として行う燃料等供給施設を指す。

#### エコドライブ p.35-37, 101, 121, 124

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。

#### エコビジネス p.170, 181

企業の事業活動として成り立ちながら、環境保全に貢献するビジネスのこと。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者などに加えて、環境調査、コンサルティング、環境に配慮した製品を扱う専門店など、様々な分野で新しいエコビジネスが生まれている。

#### エコファーマー p.67, 169, 173

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者の愛称。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式を導入する計画を立てた農業者を、知事がエコファーマーとして認定する。

## エコライフDAY p.29, 38, 82, 101, 174

環境に配慮した行動とその二酸化炭素削減量が記載されたチェックシートを使い、任意の1日に環境配慮行動を実践する取組。チェックシートにはエコライフ項目が掲載され、年代別に実践しやすいようになっている。

## ESCO事業 p.82

Energy Service Companyの略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのこと。省エネルギー改修に要した経費等は、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はない。

## エチルベンゼン p.143

炭化水素。フェニルエタン（phenylethane）、エチルベンゼン（ethylbenzol）とも呼ばれる。常温では無色透明の液体で、水にはほとんど溶けない。

## LED照明 p.78, 83, 87, 94-95, 100

LED（発光ダイオード）を使った照明のこと。主に装飾的な照明に使われることが多かったが、最近では消費電力の少なさに着目され、室内照明にも使用され始めている。

## 屋上緑化 p.20, 55, 96, 104

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、多様な生物空間の確保などの効果がある。

## オゾン層 p.8, 10, 107, 109, 168, 178, 181

地上から10km～50kmの上空（成層圏）にあるオゾン濃度が高い部分のこと。太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地上の生物を守っている。

## 汚濁負荷量 p.127, 132

汚水中に含まれる汚濁物質の総量で、水中の物質の濃度に排出量（流量）を掛けた数値。

## オープン・イノベーションプロジェクト p.41, 169

新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の集結を図るプロジェクト。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。

## オープン型民間緑地保全事業 p.73

市内に残る貴重な緑地や良好な自然環境と認められる緑地のうち、市と所有者の理解が得られた緑地について指定し、整備して市民に開放するもの。市民には開放しない保存緑地として、クローズ型民間緑地保全事業も実施されている。いずれもさいたま市緑の条例に基づく事業。

## オンサイト方式 p.96

電気や熱エネルギーを必要とする場所で、燃料資源の

供給を受け、発電や発熱を行う方式のこと。

## 温室効果ガス p.8, 10, 75-77, 80, 82, 87, 99-101, 106, 109, 175, 178, 181

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称はGHG（Greenhouse Gas）。「地球温暖化対策推進法」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロン等3ガス〔ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）〕の6つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

## 【か行】

## 化石燃料 p.9, 77

石炭、石油、天然ガス等、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱等により変成されてできた有機物の化石で、燃料として用いられるもののこと。

## 合併処理浄化槽 p.126-128

し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川の水質へ与える影響（汚濁負荷量）を9分の1に削減できる。

## カドミウム(Cd) p.125, 134

イタイイタイ病の原因となった有害な重金属。精錬所、メッキ工場、電気機器工場等で使用される。

## 環境影響評価(環境アセスメント) p.46, 51-52, 158,

169

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、住民その他利害関係者から環境保全上の意見などを聴取し、事業計画に反映させることで、公害防止や環境の保全を図ること。

## 環境基準 p.4, 12, 111-114, 116-118, 121, 124-126,

133-135, 137, 139-140, 144, 167, 172, 175, 180

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

## 環境共生都市 p.103

環境負荷の軽減、人と自然の共生及びアメニティ（ゆとりと快適さ）の創出を図った質の高い都市環境を有する都市のこと。

**環境保全型農業** p.66-67, 169, 173

農業が有する物質循環の特性を最大限に活用し、農地等の環境保全機能を一層向上するとともに、農業に伴う環境への負荷を出来る限り削減することを目指した農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬使用量の削減、家畜ふん尿等から作られる堆肥を利用した有機農法への取組などがある。

**環境マネジメントシステム** p.39-40, 42, 168, 170, 174,

181

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。ISO14001 は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつ。

**環境リスク** p.10, 140, 167, 178

人の活動による環境への負荷が、環境を通じて環境の保全上の支障や人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性のこと。

**気候変動に関する政府間パネル(IPCC)** p.75

地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、その成果を広く一般に利用してもらうことを目的に、昭和 63 年(1988 年)に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された。5~6 年ごとに地球温暖化に関する評価報告書を発表している。

**キシレン** p.143

ベンゼンの水素のうち 2 つをメチル基で置換したもので、3 種類の異性体、*o*-キシレン(1,2-ジメチルベンゼン)、*m*-キシレン(1,3-ジメチルベンゼン)、*p*-キシレン(1,4-ジメチルベンゼン)が存在する。いずれも可燃性で、毒劇法により医薬用外劇物に指定されている。

**揮発性有機化合物(VOC)** p.111, 113, 134

Volatile Organic Compounds。トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、太陽光線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。塗料、インキ、溶剤(シンナー等)等に含まれるほか、ガソリン等の成分になっているものもある。

**98%値** p.116

二酸化窒素の環境基準の評価方法で、測定局ごとに年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下なら環境基準を達成、0.06ppm を超える場合は環境基準を未達成と評価する。98 パーセント評価値という。

**京都議定書** p.75

平成 9 年(1997 年)12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)において採択

された議定書。大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるために、主な先進国の温室効果ガス排出量を 2008~2012 年までに平成 2 年(1990 年)の水準より少なくとも 5%削減することが決定している。日本は 6%削減することを約束している。日本は平成 14 年(2002 年)6 月 4 日閣議で京都議定書を受諾し、平成 17 年(2005 年)2 月 16 日、ロシアの批准を経て正式に議定書が発効した。しかし、米国、オーストラリア、中国等は参加していない。

**近郊緑地保全区域** p.50, 80

首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年(1966 年))に基づき指定されたものと、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和 42 年(1967 年))に基づき指定されたものがある。いずれも大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため国土交通大臣により指定されるもので、指定された緑地の管理(行為規制、土地の買い上げ等)は都道府県(一部は市町村)が行う。また、近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

**グリーン購入** p.86

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

**景観法** p.92

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

**建築物緑化** p.56-57, 60

建築物の屋上や壁面等に植物を植え緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建築物への日射の遮断(省エネルギー効果)、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

**公害** p.8-9, 43, 112, 137-139, 175

環境基本法第 2 条第 3 項の規定により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭(以上を典型 7 公害という)によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずること。

**光化学オキシダント(Ox)** p.86, 111-112, 124, 167, 175

光化学スモッグの原因物質であるオゾン、アルデヒド、PAN などの酸化性物質の総称。大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線によって光化学反応を起こして発生する。

## **光化学スモッグ** p.8, 112

光化学オキシダントが原因となり発生する大気汚染のひとつ。夏期、日射が強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は目やのどの粘膜を冒す健康被害のほか、農作物被害など広範囲にわたる。

## **公共用水域** p.8, 125-128, 131, 141, 167, 172, 180

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。

## **国連環境計画(UNEP)** p.75

昭和47年(1972年)にストックホルムで開催された国連人間環境会議の結果として設立された国連機関であり、本部はケニアのナイロビに置かれている。国連諸機関が行っている環境に関する諸活動の総合的調整管理及び環境分野における国際協力の推進を目的としている。

## **交通需要マネジメント(TDM)** p.121

Traffic-Demand-Management の略。自動車の利用実態を踏まえて、時差通勤による交通集中の緩和や、相乗り利用による効率的利用、公共交通への利用転換などにより、道路交通混雑の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組のこと。

## **合流式下水道** p.128, 132-133, 167, 180

汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。分流式下水道に比べ管路施設の建設が容易でコストも安い。古くから下水道が普及してきた大都市等において多く採用されているが、雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生している。

## **コージェネレーション** p.78, 96

発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する熱エネルギーを供給するしくみのこと。省エネルギーやCO<sub>2</sub>の削減に効果を上げている。

## **こどもエコクラブ** p.15, 27, 170, 173-174, 181

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、平成7年に環境省の呼びかけで開始された。

## **コミュニティバス** p.34

既存バス路線ではカバーしきれない交通空白地区(※1)・交通不便地区(※2)の補完など、利用者ニーズに対応する乗合バスのこと。本市においては、潜在需要はあるが市民ニーズに即したバスサービスが提供されていない地区において、将来的にバス事業者が自主的に運行できるバス路線とすることをめざして、市民、市、バス事業者の3者が一体となって育てるバスとしている。

(※1) 交通空白地区

市街化区域内で鉄道駅から1km又はバス停から300mのサービス圏域外の地区。

(※2) 交通不便地区

市街化区域内で公共交通のサービス圏域内に含まれていても運行本数が少ない地区(バス運行本数30便/日未満)。

## **【さ行】**

### **催奇形性** p.140

胎児に奇形を起こす性質のこと。受精卵が胎児に発達する個体発生のかかなり早い段階で、何らかの因子が作用した結果、胎児に外観的または解剖学的な奇形を発生させることがある。催奇形性因子には、サリドマイドなどの化学物質のほか、物理的因子(放射線など)、生物的因子(ウイルスなど)、生理的因子(絶食など)、環境因子(酸素欠乏など)、遺伝的因子が知られている。

### **最終処分場** p.148-149, 154-156, 161-163, 166

ごみの焼却灰等を埋め立てなどにより処分する場所のこと。特に都市部における廃棄物の増加に伴い、最終処分場の容量が不足しており、新規用地の確保が問題となっている。

### **再使用(リユース)** p.9-10, 145, 149-150, 161, 178

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

### **再生利用** p.9-10, 149-153, 159-161, 163, 166, 168,

173, 176, 178, 180

廃棄物等を原材料として再利用すること。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、マテリアルリサイクルのうち、廃棄物等を化学的に処理して、製品の化学原料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)。

**里やま** p.9-10, 45, 48-51, 73, 169, 178-179, 181

自然林の破壊により人為的に形成され、維持管理されてきた人里の二次林（関東地方では主としてコナラ・クヌギを優占種とする雑木林）、あるいは二次林と周辺の農地や用水路、草地、史跡等を合わせた地域の景観のこと。

**産業型公害** p.8

環境基本法において公害とは、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」と定められているが、このうち事業活動に伴う公害を産業型公害（産業公害）という。

産業公害は、工場からの排気ガスによる大気汚染や排水による水質汚濁が代表的であり地域的なものであったが、今日では、ダイオキシン、PCB 等による環境汚染、フロンガスによるオゾン層破壊など、公害の範囲も多岐に渡り、広範な地域から地球規模まで影響を及ぼしている問題もある。

**産業廃棄物** p.10, 156, 161-166, 168, 176, 178

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

**酸性雨** p.8, 10, 108-110, 115, 168, 178, 181

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる pH（水素イオン指数）5.6 以下の雨のこと。酸性雨が早くから問題となっている欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や、森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。我が国においても、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されている。

**CSR(企業の社会的責任)** p.32

Corporate Social Responsibility の略で、コンプライアンス（法令遵守）、ディスクロージャー（情報開示）、地域に対する社会貢献活動、環境への取組など、一般に企業が社会に対して果たすべき責任を意味する。CSR 活動は、企業が社会から信頼を得る方法のひとつとして近年活発になっている。

**市街化調整区域** p.2

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。なお、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域という。

**ジクロロメタン** p.113, 124, 175

発がん性が疑われている有機塩素系溶剤の一種で、洗剤・溶剤として利用されており、地下水汚染の原因物質のひとつとなっている。急性症状としては中枢神経に対する麻酔作用がある。

**自然公園** p.50, 58, 80

自然公園法と埼玉県立自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために指定された区域。

**持続可能な開発** p.43-44

昭和 47 年（1972 年）の国連環境計画特別理事会によって設置された「環境と開発に関する世界委員会」の報告書のなかで提唱された、今日の地球環境問題に取り組むうえで中心的な概念。環境と開発を相反するものとしてではなく、むしろ相互に依存するものとしてとらえ、環境を保全してこそ、将来にわたる開発を実現できる、との考えである。

**シックハウス** p.95, 143

家を新築やリフォームした時などに、居住者が皮膚や目、気管支などの皮膚・粘膜刺激症状、および全身倦怠感、めまい、頭痛などの自覚症状を訴える場合がある。その室内空気を採取・分析すると、建材や内装材から発生したホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物が比較的高濃度にしばしば検出される。こうした化学物質による室内空気汚染が原因と考えられる皮膚・粘膜刺激症状などの健康障害を一般にシックハウス症候群と呼ぶ。ホルムアルデヒドおよびクロルピリホスについて建築基準法の規制が設けられたほか、室内空気中化学物質濃度の指針値（厚生労働省）も設定されている。

**自動車NOx・PM法** p.116

平成 13 年（2001 年）6 月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が改正されたもので、対策を行う対象物質に従来の窒素酸化物（NOx）に粒子状物質（PM）が追加され、対象地域の拡大、自動車排出ガス対策の強化が行われている。

**自動車排出ガス測定局(自排局)** p.4, 114-116, 121, 124

交差点、道路、道路端付近等、自動車の排気ガスによって大気汚染の影響を受けやすい区域において大気の状態を常時監視することを目的に設置されている測定局。

**重金属** p.113,134

比重が 4~5 以上の金属の総称。さまざまな種類があるが、一部の有毒なものは、人体に蓄積され重度の障害を引き起こす公害病の原因となる。例えば、水俣病は有機水銀、イタイイタイ病はカドミウムによる中毒である。

**循環型社会** p.9, 145, 150-151, 154, 158, 162, 168, 171-172, 180

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

**省エネルギー** p.9, 22, 36-37, 60, 76-77, 81-83, 87, 94-95, 100-101, 106, 168, 181

石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や市民の日常生活レベルにおいて取組が重要である。

**硝酸性窒素** p.135

硝酸塩の形態で存在する窒素のうちのひとつ。肥料や家畜ふん尿、生活排水等に含まれるアンモニウムが酸化したもので、植物プランクトンの異常増殖など、水質悪化の原因となる。

**新エネルギー** p.41, 78, 84, 87, 100-101, 168

太陽・風力等再生可能な自然エネルギーや、燃料電池、廃棄物発電・熱供給等のエネルギーシステムを含めた呼称。政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義される。

新エネルギーの導入によって、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減される。また、それに伴って排出されていた二酸化炭素の排出量を減らすことができるなどのメリットがある。

**水準点** p.135

水準点は、日本水準点（国内の高さの基準となる点として、東京都千代田区永田町にある。）と比較して高低差を精密（ミリ単位）に測定するために全国の主な国道または主要地方道に沿って設置されている。高さの基準として使用されるほか、地殻変動、地盤沈下調査などの基礎データとして用いられる。

**水素イオン濃度(pH)** p.4-5, 108, 125-126, 181

水の酸性、アルカリ性を示す指標。0～14 の間の数値で表現される。pH7 が中性、小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性であることを表す。通常日本の河川の pH 値は 7.0 前後、海域は 7.8～8.3 前後である。

**生活環境項目** p.125-126, 180

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目。pH、DO、BOD などの項目があり、河川、湖沼、海域別に、

水道、水産、工業用水などの水利用目的に応じて、基準値が定められている。

**生活排水** p.10, 127-128, 135, 178, 180

台所、洗濯、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。いわゆる下水。

**生産緑地** p.50

市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された土地（農地等）や森林のこと。

**生態系** p.10, 45-47, 66, 109, 142, 178-179

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合したひとつのシステムのこと。

**生物化学的酸素要求量(BOD)** p.4, 125-126, 180

Biochemical Oxygen Demand。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつ。普通 20℃において 5 日間に消費する量を、ppm又はmg/lで示す。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

**生物多様性** p.8, 10, 43, 45-48, 52, 54, 109, 174, 178-179

さまざまな生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、さまざまな生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルで多様性があるとする。

**世界気象機関(WMO)** p.75

世界の気象事業の調和的発展を目標とした国際計画の推進・調整を行うため、世界気象機関条約（昭和 25 年（1950 年）発効）に基づき設立されたもので、国連の専門機関のひとつである。わが国は昭和 28 年（1953 年）に加盟。

**総量規制** p.127

東京湾のような人口や工場・事業場の集中が著しい広域的な閉鎖性水域では、排水濃度規制だけでは環境基準を達成することが困難なため、当該水域の水質に影響を及ぼす地域から発生する汚濁負荷量（COD、窒素、リン）の総量を一定量以下に削減しようとする制度。



## 【た行】

### ダイオキシン類 p.126, 140-142, 144, 167, 175, 180

主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性等の毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

### 太陽光発電 p.77-78, 87, 96, 100, 102, 168, 173, 181

太陽電池によって太陽エネルギーを直接電気に変換して発電を行うもの。

### 多自然川づくり p.59, 72

治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ保全し、改変する場合は最低限の改変にとどめるとともに、自然の土や石などをより多く使って植物が繁茂し魚や虫などの生物が生息しやすいように工夫を施すなどの配慮を行う河川工事のこと。

### 多目的遊水地 p.58

治水対策の一環として、洪水、下水、雨水を一時的に貯留して河川の出水量が最大になるピーク時の流量を調節するなど、洪水防止機能を有する区域を遊水池といい、多目的遊水地は洪水防止以外に、河川の水害防止や自然環境保全、自然とのふれあい機能など、多様な機能を有する。

### 炭化水素(HC) p.113, 124, 175

炭素と水素からなる化合物の総称。光化学スモッグの原因物質の一つである。発生源は、自動車、塗装工場、製油所などである。

### 単独処理浄化槽 p.128

し尿のみを処理する浄化槽を指す。

### 地域制緑地 p.50, 80

風致地区、近郊緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区、緑地保全地区、生産緑地地区等、一定の土地の区域に対して指定し、その土地を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的とした緑地保全に係る制度の総称。

法律を根拠とする「法によるもの」、行政と市民などの協定に基づく「協定によるもの」、条例・要綱・契約等による「条例等によるもの」等がある。

### 地下水位 p.129, 135

地表面から地下水面までの深さ。地下水位の変化は、地下水量の増減に対応する。

### 地球温暖化 p.8-10, 13, 18, 20-21, 35-37, 43, 75-78,

80-83, 86-87, 89, 94-95, 99-101, 104, 106-107, 109-

110, 120-121, 168, 173, 175, 178-179, 181

人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること

をいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の最新の報告によれば、20世紀半ば以降の温度上昇のほとんどは人間活動に伴う温室効果ガスが原因であり、現在の政策では今後20～30年は温室効果ガス排出量が増加、さらに温暖化が続くといわれている。

### 地球温暖化対策推進法 p.75

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

### 地球サミット p.75

昭和47年(1972年)の国連人間環境会議より20年後、人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策を得ることを目的として、平成4年(1992年)6月に開催され「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明」を採択した。現在、地球サミットの合意の実現に向け、国連持続可能な開発委員会(CSD)を中心として、地球サミットのフォローアップのためのさまざまな取組が行われている。

### 蓄熱システム p.78

夜間の電力でつくった冷水や氷、温水を蓄熱槽に熱エネルギーとして蓄え、昼間に活用するシステムのこと。省エネルギー効果が高い。蓄えた熱エネルギーを空調に使用するものが「蓄熱式空調システム」である。

### 窒素酸化物(NOx) p.108, 111, 115

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)など。光化学スモッグの原因物質で、主な発生源は、自動車の排出ガス、工場、ビルのボイラーなどである。

### 中間処理(廃棄物の中間処理) p.159, 161, 163-164

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものの選別回収もこの段階で行われる。

## **駐車場案内システム** p.94, 120

既存の駐車スペースの有効利用を図るため、空いている駐車スペースを、自動車運転者に随時知らせる掲示板等の設備のこと。駐車場を探すうろつき交通や違法な路上駐車等による交通渋滞、交通事故などの抑制に効果がある。

## **低公害車** p.88, 116, 119, 121-123

排ガスなどの環境負荷の低減を図った自動車。天然ガス自動車や電気自動車、ハイブリッド自動車等がある。

## **低騒音舗装** p.119

自動車走行に伴いタイヤと路面の間に空気が入ることが騒音の原因のひとつとなることから、タイヤと路面の間の空気を舗装の中に逃がすことにより騒音を低減するしくみを持つ舗装。

## **低炭素社会** p.13, 89, 94

温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

## **デシベル(dB)** p.117, 119, 137

音に対する人間の感じ方は音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表わす。実際には騒音計の A 特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとしてデシベル (A) 又は dB (A) で表示する。

## **テトラクロロエチレン** p.113, 124, 134-135, 143, 175

有機塩素系溶剤の一種で、トリクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。ドライクリーニングのシミ抜き溶剤、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に利用されている。

## **天然ガス自動車** p.38, 87-88, 119, 122-123

天然ガスを燃料とする自動車で次世代自動車の一種。圧縮天然ガス (CNG) 車、液化天然ガス (LNG) 車及び吸着天然ガス (ANG) 車の 3 種類があるが、現在では CNG 車が普及の中心となっている。

CNG 自動車は、ガソリン自動車に比べて二酸化炭素の排出を 2 割程度低減でき、また、ディーゼル自動車と比べると窒素酸化物、粒子状物質の排出低減に効果的である。1 回の燃料充填で走行できる距離が短いのが欠点であるが、市のコミュニティバスなど都市内での路線バス、貨物集配車などを中心に普及が進められている。

## **道路交通センサス** p.92, 116

正式名称を「全国道路・街路交通情勢調査」という。国土交通省が概ね 5 年毎に全国一斉に実施している全国の道路と道路交通の実態を把握することを目的とした調

査。平成 11 年(1999 年)に、大幅な調査の見直しを図り、新・道路センサスとなった。内容は、一般交通量調査、自動車起終点調査、駐車場調査の 3 点から構成されている。これらの調査結果が地域の状況の分析、将来需要の予測、ライフスタイルの把握などに活用され、将来のニーズに合わせた道づくりの計画が行われる。

## **特定悪臭物質濃度** p.138

「悪臭防止法」第 2 条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」の濃度のこと。同法施行令により 22 物質が指定されている。

## **特定化学物質** p.143

PCB による環境汚染問題を契機として、PCB 類似の性状（難分解性、高蓄積性及び慢性毒性）を有する化学物質の規制を目的として、昭和 48 年(1973 年)10 月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が公布された。同法により、新規の化学物質については、難分解性、高蓄積性及び慢性毒性等があるかどうか、その製造又は輸入前に審査（新規化学物質の事前審査）され、それらの性状をすべて有する化学物質を「特定化学物質」として指定し、製造、輸入、使用等の規制を行ってきた。その後、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンによる地下水汚染問題等を契機に昭和 61 年(1986 年)5 月の同法の改正により、従来の特定化学物質が第一種特定化学物質とされ、新たに高蓄積性はないものの難分解性であり、かつ慢性毒性等の疑いがある化学物質が指定化学物質として指定されることとなった。指定された化学物質については、製造量等の監視を行い、当該指定化学物質により相当広範な地域の環境汚染により健康被害を生ずるおそれがあると見込まれる場合には有毒性の調査がなされる。その結果、慢性毒性等があることが判明した場合には、「第二種特定化学物質」として指定される。第二種特定化学物質については、取扱いに係る技術上の指針の遵守、環境汚染の防止に関する表示が義務づけられるとともに、必要に応じ、製造、輸入量等の規制が行われることとなった。

## **特定建設作業** p.137

騒音規制法（昭和 48 年(1968 年)）及び振動規制法（昭和 51 年(1976 年)）に基づいて指定された、著しい騒音や振動を発生する建設作業をいう。騒音規制法では、くい打ち機や削岩機等を使用する作業等の 8 種類の作業が、また、振動規制法では、くい打ち機、ブレーカーを使用する作業等の 4 種類の作業が指定されている。騒音規制法や振動規制法に基づき指定された指定地域内では、このような作業を含む建設工事を実施する場合には事前に市町村長に届出が必要となるなどの規制がなされている。

**特別緑地保全地区** p.31, 47, 50, 71, 73

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地の保全を図ることを目的に「都市緑地法」に基づいて指定する地域地区。市内では平成18年度(2006年度)に初めて、大和田緑地公園を指定している。

**独立行政法人国際協力機構(JICA)** p.43-44, 174

Japan International Cooperation Agency。開発途上地域等の経済・社会の開発、復興、経済の安定に寄与し、国際協力の促進、日本・国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする組織。技術協力等を行う。

**都市計画道路** p.57, 94-98, 116, 120, 180

都市計画法に基づく都市計画決定による道路で、「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」の4種類がある。

**都市公園** p.6, 55, 57, 61, 169

街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の国又は地方公共団体が設置する公園のこと。

**土壌汚染** p.9,134-135

有害物質等が水や大気を通じてまたは直接土壌に浸透し生じる汚染で、一旦生じてしまうと汚染は容易に解消しないため、汚染の未然防止に加えて、汚染土壌の除去、交換といった対策が必要である。

**土地区画整理事業** p.95-98

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。

**トリクロロエチレン** p.113, 124, 134-135, 143, 175

有機塩素化合物の一種であり、テトラクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。金属、機械部品等の脱脂洗浄剤などに用いられる。

**トルエン** p.143

有機化合物の一つ。常温で揮発性があり引火性を有する無色透明の液体で、水には極めて難溶だが油類などをよく溶かし溶媒として広く用いられる。人体に対しては高濃度の存在下では麻酔作用があるほか、毒性が強く、日本では毒劇法により劇物に指定されている。

**【な行】****内分泌かく乱化学物質** p.141-142, 167, 180

生体内に取り込まれて内分泌系(ホルモン)に影響を及ぼす化学物質のことで、環境ホルモンと呼ばれている。

**二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)** p.4-5, 111, 116, 124, 175

硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の一種で、硫黄や硫黄化合物の燃焼時に発生し、ぜんそく、酸性雨の原因となる大気汚染物質。

**二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)** p.4-5, 111-112, 114, 116, 121, 167, 175, 180

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の一種で、物質の燃焼過程などで生じる一酸化窒素が空气中で酸化され生成する。自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染の原因物質となる。呼吸器系統への影響が報告されている。

**熱帯林** p.8, 109, 168

熱帯に分布する森林のことで、全世界の生物種の半数以上が生息する生物多様性の宝庫といわれている。熱帯林の多くが途上国に分布しており輸出用の商業木材として、また、農地(プランテーション)や住民の薪材のため伐採され近年著しく減少し、生物多様性の減少を招くものとして地球環境問題の一つとなっている。

**燃料電池** p.78

天然ガス、メタノールなどの燃料を改質して得られた水素と、大気中の酸素とを電気化学反応させることにより直接発電するシステム。効率が高く、環境への負荷が低いという特徴がある。燃料電池の種類には、アルカリ型(AFC)、リン酸型(PAFC)、固体高分子型(PEFC)、熔融炭酸塩型(MCFC)、固体電解質型(SOFC)がある。燃料電池は、従来の発電システムの代替として工場・事業場に設置されるほか、小型化され燃料電池自動車なども実用化されている。

**農業振興地域** p.66, 68, 169

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るために県知事が指定する地域。

**【は行】****ばい煙** p.8, 111, 113

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。(1)燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、(2)燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの(有害物質という)。また、ばい煙のうち指定ばい煙(硫黄酸化物及び窒素酸化物)については、指定地域を対象として総量規制が導入される。

**バイオマス** p.77, 101

もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣(生ごみ)、剪定枝(枝の切りくず)、家畜ふん尿等がこれに当たる。

## **排出基準** p.140-141, 167

環境基準を達成するために、工場や事業場に対して汚染物質の排出量の最高値を具体的に定めた規制のこと。大気汚染防止法、水質汚濁防止法などで基準値が定められている。

## **ハイドロフルオロカーボン(HFC)** p.76, 109-110, 175

Hydrofluorocarbon。京都議定書で削減対象となった「代替フロン等3ガス」のひとつ。主に冷媒として用いられる代替フロン類であるが、二酸化炭素の数十～1万倍程度の温室効果がある。

## **パートナーシップ** p.11, 23, 25, 28-29, 32, 49, 51-52, 63,

70-71, 126, 150, 169-170

市民、民間団体、事業者、市といった地域の各主体が、それぞれの責務と役割にもとづき、相互に協力・連携して取組を進めること。

## **バックホウ** p.137

主に地面を掘削するために使用されるショベル系掘削機。

## **発生抑制(リデュース)** p.9-10, 31, 79, 109-110, 145, 147,

150, 158, 161, 168, 178

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルよりも優先して行うべきとされている。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

## **パブリックコメント** p.103

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民、事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

## **バリアフリー** p.94

障害者や高齢者などの弱者に対し、生活や活動に不便な障害を取り除くこと。

## **ヒートアイランド現象** p.8, 20-22, 60, 80, 86, 96

人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。

## **PCB(ポリ塩化ビフェニル)** p.165

Polychlorinated Biphenyls の略。工業的に合成された有機塩素化合物の一種。熱安定性、電気絶縁性に優れ、

電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されていたが、発がん性、催奇形性等の毒性が問題になり、昭和47年(1972年)に製造中止になった。

## **PRTR法** p.143

Pollutant Release and Transfer Register の略。化学物質排出移動量届出制度を定めた法律。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある、法の対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量及び廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表・監視する仕組みを定めている。

## **風致地区** p.50

都市の自然の風致(おもむき、あじわい)を維持することを目的として都市計画区域内に定められた地区をいう。同地区では、「都市計画法」第58条及び「風致地区内における建築物等の規制に関する条例」により、建築物の新築、改築・増築、宅地の造成、木材伐採などの行為について、知事の許可が必要である。

## **不法投棄** p.156-157, 162-164, 180

廃棄物が法律の定める方法にしたがって適切に取り扱われずに、山林や水辺などに投棄されること。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因となる。

## **浮遊物質(SS)** p.4-5, 125-126

水中に浮遊している直径2mm以下の不溶解性物質を浮遊物質(Suspended Solids)、あるいは懸濁物質と呼ぶ。

透明度の低下や溶存酸素の消費などによる生態系への影響が指摘されており、環境基準、排水基準等で基準値が定められている。

## **浮遊粒子状物質(SPM)** p.4-5, 111-112, 114, 116,

120-121, 124, 167, 175, 180

SPM(Suspended Particulate Matter)と呼ばれ、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径10 $\mu$ m(1 $\mu$ m=0.001mm)以下のものをいう。人工的な発生源として、自動車、工場、鉱山等、自然的な発生源としては、土壌粒子、火山噴火物等があり、その組成は多種多様である。呼吸器系疾患等の健康への影響が指摘されている。

**粉じん** p.113, 142, 156, 164

物の破碎、選別その他の機械的処理や、堆積に伴って発生又は飛散し、気体中に浮遊する塵状の固体粒子。大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めている。現在、特定粉じんにはアスベストのみが指定されている。

**壁面緑化** p.21

建築物の壁面に、つる性の植物などを這わせ緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断による省エネルギー効果、多様な生物の生息空間の確保などの効果がある。

**ベンゼン** p.113, 124, 175

独特の芳香を持つ無色の液体。かつては工業用の有機溶剤として用いられていたが、毒性が問題視され、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンにも含まれ、自動車排ガスからも検出される。

**保水性舗装** p.96

保水性を持たせた表層あるいは基層で雨水等を吸収し、晴天時等に徐々に水分を蒸発させる機能をもつ舗装のこと。水分の蒸発により路面温度を下げる機能を持つが、機能の持続性などに課題がある。

**ホルムアルデヒド** p.143

常温では無色の可燃性の刺激性気体で、シックハウス症候群を引き起こす原因物質の一つといわれている。平成14年(2002年)7月の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められている。

**【ま行】****緑のカーテン** p.21-22, 57-58, 60

日当たりのよい窓や壁をツル性の植物などで覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により、夏季における室内温度を下げる。省エネルギー、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策等の効果が期待される。

**未利用エネルギー** p.78

従来利用されていなかったエネルギーの総称。具体的には、①生活排水や中・下水の熱、②ビルの排熱、③清掃工場の排熱、④超高压地中送電線からの排熱、⑤変電所の排熱、⑥河川水、海水の熱、⑦工場の排熱、⑧地下鉄や地下街の冷暖房排熱・換気、などがある。

**面的評価** p.117-118

道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、1地点で等価騒音レベル（自動車騒音の評価軸となる値）の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居などについて等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握す

る評価方法。

**モビリティマネジメント** p.37, 92, 117

一人ひとりのモビリティ（移動）が、過度な自動車利用から公共交通等の適切な利用といった、社会的にも個人的にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策やその取組のこと。

**【や行】****要請限度** p.117, 119

自動車による騒音・振動がこの限度を超え、道路周辺的生活環境が著しくそこなわれている場合、公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見を述べることのできる限度。

**溶存酸素量(DO)** p.4-5, 125-126

水中に溶解している酸素の量のことで、水質汚濁状況を測る代表的な指標のひとつ。

一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、微生物による有機物の分解に伴って多量の溶存酸素が消費される。溶存酸素量の低下は、微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

**溶融スラグ** p.149, 152-153, 180

焼却灰を溶融炉によって高温溶融した後、冷却化された固形物のこと。道路の路盤材、コンクリート2次製品（U字溝等）、アスファルト合材等に再利用される。

**溶融メタル** p.152

ごみの焼却灰を高温で溶融した後には得られる固形物（スラグ）の中に含まれる金属分で粒状の物質。成分は鉄のほか銅、クロムを多く含み、金や銀等の希少金属を微量に含有している。製鉄原料や非鉄精錬原料として再利用される。

**予測無影響濃度(PNEC)** p.141, 167, 180

生態系に対する無影響濃度予測値（PNEC）。一日摂取許容量（ADI）が人に対して設定される許容限度であるのに対し、PNECは生態系に対するADIに相当する指標とすることができる。

**【ら行】****六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)** p.76

京都議定書で削減対象となった「代替フロン等3ガス」のひとつ。変圧器等に封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。二酸化炭素の2万倍以上の温室効果を持つ。